

## とよはし健康宣言事業所認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、糖尿病その他の生活習慣病（以下「生活習慣病等」という。）の発症及び重症化の予防が市民の健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活することができる期間をいう。）の延伸を図るために重要であることに鑑み、生活習慣病等の発症及び重症化の危険性が高くなる働き盛り世代への効果的な健康づくりを推進するために、健康経営（その雇用する従業員等の健康の管理を経営的な視点で考え実践することをいう。）に取り組む事業所を市がとよはし健康宣言事業所として認定し、その取組を支援すること（以下「本認定制度等」という。）により、もって働き盛り世代の生活習慣病等の発症及び重症化の予防並びに市民の健康の増進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本認定制度等は、市、豊橋商工会議所及び全国健康保険協会愛知支部（以下「協会けんぽ愛知支部」という。）がそれぞれ相互に連携して実施するものとする。

### (とよはし健康宣言事業所の認定の要件)

第3条 とよはし健康宣言事業所の認定の対象となる事業所は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 本市の区域内に本社又は本店、支社又は支店、営業所等を有する事業所、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人その他これらに類する法人等（以下「事業所等」という。）であること。
- (2) 事業所等で雇用する従業員の健康づくりに意欲的であり、かつ、健康経営に取り組むものとして市長が認める事業所等であること。
- (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令を遵守していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）をその役員に含む法人でないこと。

### (認定単位)

第4条 とよはし健康宣言事業所は、事業所等ごとに認定するものとする。

(申込み)

第5条 とよはし健康宣言事業所の認定を受けようとする事業所等は、とよはし健康宣言事業所認定申込書(様式1。以下「認定申込書」という。)をあらかじめ市に提出し、その認定を受けなければならない。

(認定等)

第6条 市は、前条の認定申込書の提出を受けた場合は速やかに当該申込みの内容を審査し、とよはし健康宣言事業所として適当と認める場合は、とよはし健康宣言事業所として認定するとともに、当該申込みを行った事業所等に対して認定証を交付するものとする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、前項の認定申込書の提出があった事業所等のうち、豊橋商工会議所の会員にあっては、市と豊橋商工会議所が当該申込みの内容を審査し、とよはし健康宣言事業所として適当と認める場合は、とよはし健康宣言事業所として認定するとともに、当該申込みを行った事業所等に対して共同で認定証を交付するものとする。

3 前2項の規定による認定の有効期間は、当該認定を受けた日の翌日から当該年度の3月末日までとする。

(取組状況の報告)

第7条 とよはし健康宣言事業所は、認定を受けた翌年度の4月末又は市長が別に指定する日までに、前年度の健康経営に関する取組の状況を、とよはし健康宣言事業所実施結果レポート(様式2)により、市に提出しなければならない。

2 協会けんぽ愛知支部に加入しているとよはし健康宣言事業所は、協会けんぽ愛知支部が定める健康宣言実施結果報告書を協会けんぽ愛知支部に提出することにより、前項のとよはし健康宣言事業所実施結果レポートの提出に代えることができる。

(認定マーク)

第8条 第6条第1項又は第2項の規定による認定を受けたとよはし健康宣言事業所は、とよはし健康宣言事業所認定マーク(様式3)の交付を市に請求することができる。

2 とよはし健康宣言事業所認定マークは、第6条第3項の認定の有効期間中、とよはし健康宣言事業所が発行する印刷物等に使用することができる。

(認定の更新)

第9条 とよはし健康宣言事業所は、第6条第3項に規定する有効期間の経過後もその認定の更新を受けようとする場合は、あらかじめ第5条の認定申込書を市に提出

しなければならない。

(変更又は廃止の届出)

第10条 とよはし健康宣言事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、とよはし健康宣言事業所申請事項(変更・廃止)届出書(様式4)を市に提出しなければならない。

- (1) 事業所等の名称を変更したとき。
- (2) 事業所等の住所を変更したとき。
- (3) 認定申請書に記載した取組内容又は実施状況に変更があったとき。
- (4) 事業所等の合併又は解散、事業の休止又は廃止その他事業活動の存続に関する事項に変更等があったとき。

(認定の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定の取消を行うことができる。

- (1) 第3条に規定する認定要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、認定を継続することが適当でないと市長が認めたとき。

(表彰)

第12条 市長は、とよはし健康宣言事業所のうち、特に優れた取組を実践していると認める事業所等を、別に定める基準に基づき認定し、豊橋商工会議所及び協会けんぽ愛知支部と連携の上、表彰するものとする。

(庶務)

第13条 本認定制度等は、健康部健康政策課において処理する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。